

「北陸銀行の遺言代用信託」および「北陸銀行の暦年贈与型信託」の
信託約款変更公告

株式会社 北陸銀行

委託者さま、受益者さま

令和6年7月1日より「北陸銀行の遺言代用信託」および「北陸銀行の暦年贈与型信託」について株式会社北海道銀行を代理店とした取扱いを開始することに伴い、商品名を下記の通り変更いたします。商品名の変更に伴い、「北陸銀行の遺言代用信託信託約款」および「北陸銀行の暦年贈与型信託 信託約款」を令和6年5月14日付北陸財務局長認可を得て、令和6年7月1日より下記の通り変更致します。

信託約款の変更および変更の内容について異議のある委託者または受益者はそれぞれ令和6年6月28日までに、当行本支店までお申し出ください。

変更前	変更後
北陸銀行の遺言代用信託	ほくほく遺言代用信託
北陸銀行の暦年贈与型信託	ほくほく暦年贈与型信託

記

「北陸銀行の遺言代用信託（元本補てん付合同運用指定金銭信託）」信託約款

表題

表題を下記の通り変更します。

「ほくほく遺言代用信託 信託約款」
(元本補てん付合同運用指定金銭信託)

第1条

1. を下記の通り変更します。

第1条（信託の目的）

1. お客様（以下、「委託者」といいます。）は、株式会社北陸銀行（以下「受託者」といいます。）に対し、委託者が受託者に別途提出する「ほくほく遺言代用信託申込書兼重要事項確認書」（以下「申込書」といいます。）記載の金銭（以下「当初信託金」といいます。）を、申込書において指定する受益者のために利殖し、かつ、申込書記載の金額もしくは割合において信託財産に属する金銭を受益者に取得させまたは申込書において指定する方法により信託財産に属する金銭を支出する目的で信託し、受託者はこれを引き受けました（以下この約款による信託を「本信託」といいます。）。

「北陸銀行の暦年贈与型信託（元本補てん付合同運用指定金銭信託）」信託約款

表題

表題を下記の通り変更します。

「ほくほく暦年贈与型信託 信託約款」
(元本補てん付合同運用指定金銭信託)

第1条

1. を下記の通り変更します。

第1条（信託の目的）

1. お客様（以下、「委託者」といいます。）は、株式会社北陸銀行（以下「受託者」といいます。）に対し、委託者が受託者に別途提出する「ほくほく暦年贈与型信託申込書兼重要事項確認書」（以下「申込書」といいます。）記載の金銭（以下「当初信託金」といいます。）を、受益者（この信託契約の受益者は委託者とします。以下同じ。）のために利殖し、かつ委託者が贈与を希望する場合、受託者所定の手続きにより、毎年その都度、受託者を通じて贈与を受ける方に対して贈与の意思表示を行い、受贈を承諾した方に、都度指定した金額を信託財産（第2条に規定する信託金およびその運用その他の事由により取得した財産をいう。以下同じ。）から払出し、振込のうえ、お渡しする目的で信託し、受託者はこれを引き受けました（以下この約款による信託を「本信託」といいます。）。

以上